

## 県指定天然記念物及び名勝について

### 1 経緯

神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」について、令和3年1月に当該文化財管理責任者である横須賀市教育委員会を通じて、指定地内における無許可現状変更行為を確認した。

### 2 当該文化財の概要

- (1) 文化財名称 県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」
- (2) 指定年月日 昭和40年8月10日（追加指定：昭和50年10月17日）
- (3) 所在地等 横須賀市佐島字天神崎1498番地ほか
- (4) 管理責任者 横須賀市教育委員会

### 3 無許可現状変更の概要

- (1) 事業者 横須賀市大楠漁業協同組合
  - (2) 工事期間 令和元年8月21日～令和2年9月28日
  - (3) 工事内容（資料1～資料3参照）
    - 漁礁兼消波堤設置及び岩礁破碎工事
- 【目的】：沿岸地域の高潮対策及び磯根資源の増大のため。

### 4 本事案に対する専門家等の見解

- (1) 当該無許可現状変更への対応について
  - ア 海洋環境の専門家の見解（北里大学准教授等）
    - 復旧工事の実施により、環境への影響がさらに大きくなることが懸念されるため、現状維持が妥当。また、当該工事後の海底状況について、複数年（3年程度）の定期的なモニタリングを事業者に求める必要がある。
  - イ 神奈川県文化財保護審議会の意見
    - 今回の無許可現状変更に関し、専門家等の意見のとおり、無理に原状回復はさせず、現状維持とする。また、事後許可の場合にはモニタリング調査等の条件を付ける、という方向で県教委が検討を進めることは、異論はない。
- (2) 行政上の手続き違反に関する問題について（県顧問弁護士）
  - 総合的に判断して、本件は罰則を適用する事案ではないと考える。

### 5 対応結果

- 令和3年4月19日付けで、事業者から現状変更許可申請書の提出があった。
- 事業者及び管理責任者に嚴重注意の上、令和3年5月10日付けで条件付の現状変更許可を行った。
- 許可条件は次のとおりとした。
  - 1 現状変更の海洋環境への影響の程度を把握するため、当該水域におけるモニタリング調査を実施し、その結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならないことが確認された後に許可の効力が生ずることとする。また、許可の効力が生じた場合であっても、現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、モニタリング調査を3年間継続すること。
  - 2 モニタリング調査の実施に当たっては、横須賀市教育委員会職員（天然記念物及び名勝担当）の立会い及び指示を受けること。また、必要に応じて、県教育委員会職員の立会い及び指示を受けること。

- 3 今後、同様の事業の計画に当たっては、事前に県教育委員会及び横須賀市教育委員会と十分な協議を行うこと。
- 告発等については行わない。
  - 許可書の通知文の中に、次の内容を記載した。
    - ・ 今回の無許可で行った現状変更は、県文化財保護条例に照らして重大な問題があり極めて遺憾である。
    - ・ 許可条件にあるモニタリング調査の結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となると認められる場合は、県教育委員会が横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請する。
    - ・ 今後、決して同様の事態が生じないよう、当該文化財の保存への協力を強く要請する。

**【モニタリング調査の概要】**

- 別紙1、2のとおり。

**6 再発防止策**

- 当該文化財の説明看板を増設するよう横須賀市教育委員会に要請する。
- 全ての県指定天然記念物及び名勝の所有者・管理者（64カ所）に注意喚起の通知文を送付し、併せて、説明看板の現況確認を要請する。
- 本事案の概要を県・市町村文化財主管課長会議などで説明し、情報の共有と意識の徹底を図る。